

医療広告に関する前回の議論の整理(案)

前回の検討会での議論

○前回の検討会で継続審議とされたQ&A(1-18)

Q 医療機関の検索が可能なウェブサイトに掲載された、治療等の内容又は効果に関する体験談は広告規制の対象でしょうか。

A 一般に、医療機関の検索が可能なウェブサイトのトップページには、特定性・誘引性がないと考えられるため、広告には該当しません。他方、検索後等に表示される検索結果のページは、**特定性・誘引性がある場合には、広告に該当します。**

(略)当該ウェブサイトに**治療等の内容又は効果に関する体験談を掲載することはできません。**

前回の検討会での議論

論点① 医療機関の検索が可能なウェブサイトにおける 広告の定義に該当する誘引性の考え方

○構成員のご意見

- 患者の口コミは、医療機関の選択に資する有益な面が非常に大きくあるが、Q&A案のように媒体に対して何か費用が発生している場合には誘引性があるという規制の仕方をすると、有益な情報も遮断されてしまうのではないか。医療機関から直接支払いを受けている場合のみ規制するべき。

論点② 医療機関側に誘引する意図がある場合に規制対象となる体験談について

○構成員のご意見

- 現場は、例示のような業者が蔓延しており、非常に混乱している。
- ここで言う広告に該当する口コミは医療機関に都合のいいものだけを掲載するのが通常ではないか。
- 医療機関がたとえその枠にお金を払っていても、運営者側のほうできちんとしたポリシーがあって、医療機関から影響を受けずに、口コミを取捨選択等しないことが明確に担保されるのであれば、そこまで規制する必要はない。

広告の定義

○医療法(昭和23年法律第205号)

第六条の五 何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示(以下この節において単に「広告」という。)をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

○医療広告ガイドライン

1 広告の定義

法第2章第2節「医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告」の規定による規制の対象となる医療に関する広告の該当性については、次の①及び②のいずれの要件も満たす場合に、広告に該当するものと判断されたい。

① 患者の受診等を誘引する意図があること(誘引性)

② 医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること(特定性)

なお、①でいう「誘引性」は、広告に該当するか否かを判断する情報物の客体の利益を期待して誘引しているか否かにより判断することとし、例えば新聞記事は、特定の病院等を推薦している内容であったとしても、①でいう「誘引性」の要件を満たさないものとして取り扱うこと。ただし、当該病院等が自らのウェブサイト等に掲載する治療等の内容又は効果に関する体験談については広告に該当すること(その上で省令第1条の9第1号の規定に基づき禁止されること)。

また、②でいう「特定性」については、複数の提供者又は医療機関を対象としている場合も該当するものであること。

患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談

○医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)

第一条の九 法第六条の五第二項第四号及び第六条の規定による広告の内容及び方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 患者その他の者(次号及び次条において「患者等」という。)の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。

○医療広告ガイドライン

(5) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の記載

省令第1条の9第1号に規定する「患者その他の者の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと」とは、医療機関が、治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談を、**当該医療機関への誘引を目的として紹介することを意味するもの**であるが、こうした体験談については、個々の患者の状態等により当然にその感想は異なるものであり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められないものであること。

これは、患者の体験談の記述内容が、広告が可能な範囲であっても、広告は認められない。

なお、個人が運営するウェブサイト、SNSの個人のページ及び第三者が運営するいわゆる口コミサイト等への体験談の掲載については、医療機関が広告料等の費用負担等の便宜を図って掲載を依頼しているなどによる**誘引性が認められない場合は、広告に該当しないこと**。

論点① 医療機関の検索が可能なウェブサイトにおける 広告の定義に該当する誘引性の考え方

医療機関が広告料等の費用負担等の便宜を図って、当該医療機関の情報を特定の媒体に掲載することを依頼している場合には、医療機関が当該媒体を用いて患者を誘引する意図があると考えられるのではないか。



対応方針(案)

- 医療機関が広告料等の費用負担等の便宜を図って、当該医療機関の情報を特定の媒体に掲載することを依頼している場合のみならず、医療機関情報ページ、予約システム、医療相談などが一体化したウェブサイトの予約システムのみ医療機関側の費用負担が発生している場合も、一体化したウェブサイト全体に誘引性があるとみなし、広告規制の対象とする。

当該患者に医療機関側が直接費用負担等の便宜を図っている場合のみ規制した場合の問題点

- ✓ 媒体の製作者等から当該医療機関に対して好意的な体験談を執筆する患者に対して金銭を支払う場合等、実質的に広告に該当するケースが規制の対象外となり得る
- ✓ 医療機関から依頼を受けたアフィリエイトサービス会社との契約を結んだ患者等が書き込みをするアフィリエイトは広告規制の対象

論点② 医療機関側に誘引する意図がある場合に 規制対象となる体験談について

体験談に関する検討の経緯

平成29年10月以降、省令に定めるべき広告禁止事項について議論を行い、

- 治療効果に関する体験談の情報は、患者等の医療の適切な選択に当たり特に影響が大きいと考えられる
- 個人の主観に基づく評価であることから情報の有用性が限定的である
- 評価の主観性や結果の個別性から、患者に誤認を生じさせ、適切な医療の選択を阻害するおそれがある

ことから、患者等による治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないとした内容を含む省令案をとりまとめ、当該省令案に寄せられた意見も踏まえて修正を行った案を、平成30年2月の社会保障審議会医療部会に諮り、了承されている。



- 医療機関のホームページ等、誘引性がある医療広告に該当する媒体に対し、患者等による治療等の内容又は効果に関する体験談は掲載出来ない。

医療機関の検索が可能なウェブサイトについての Q&A修正案

Q1-18

医療機関の検索が可能なウェブサイトに掲載された、治療等の内容又は効果に関する体験談は広告規制の対象でしょうか。(P.3)

A1-18

一般に、医療機関の検索が可能なウェブサイトのトップページには、特定性・誘引性がないと考えられるため、広告には該当しません。他方、検索後等に表示される検索結果のページは、特定性・誘引性がある場合には、広告に該当します。

ここで言う特定性は、病院若しくは診療所の名称が特定可能であることをいいます。また、医療機関の検索が可能なウェブサイトに対し、医療機関側に広告料という名目ではなかったとしても登録料が発生している場合や、例えば、医療機関情報ページ、予約システム、医療相談などが一体化したウェブサイトの予約システムのみに医療機関側の費用負担が発生している場合であっても、一体化したウェブサイト全体に誘引性があると考えられます。

なお、医療機関の検索が可能なウェブサイトは、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトに該当するため、広告可能事項の限定解除要件を満たした場合には、広告可能事項の限定が解除可能となります。

ただし、体験談については、個々の患者の状態等により当然にその感想は異なるものであり、~~それらの体験談に基づきランキングを付したり、体験談を取捨選択しその一部を掲載すること等によって、患者に誤認を与える蓋然性が極めて高いこと等を踏まえ、当該医療広告規制の対象である~~ウェブサイトに治療等の内容又は効果に関する体験談を掲載することはできません。

医療機関の検索が可能なウェブサイトの例(※)

(※)Q1-18の参考用で広告可能な例ではない

検索前ページ

医療機関を探す

エリア・駅名・病院名

診療科目から選ぶ

美容外科

小児科

内科

産婦人科

皮膚科

眼科

治療内容から選ぶ

脂肪吸引

しみとり

二重

インプラント

美肌

脱毛

口コミから選ぶ

よかった点

清潔感

アクセス

説明

痛みへの配慮

内装・設備

治療後の経過

投稿者の性別

男性

女性

投稿者の年代

~10代

20代

検索後ページ

美容外科のおすすめ病院・クリニック一覧 1~20件を表示

無料相談は
こちらから

1位 **〇〇美容クリニック** ★★★★★

クリニック写真

📅 ネット予約はこちらから

📍 〇〇駅から5分 地図

☎ 000-000-0---

🟡 今日空きあり

🟡 19時以降

診療時間	月	火	水	...
9時-12時	●	●	●	●
14時-〇時	●	●	●	●
14時-〇時	-	-	-	-

口コミ

👤 投稿者さんの口コミ ★★★★★
とても、適切で良かったです。

👤 投稿者さんの口コミ ★★★★★
しみも目立たなくなりました。

編集者からおススメ

今、注目のクリニック
リピート90%以上
専門医が複数勤務

診療内容の特徴

- 当院は、有名誌に多数掲載されております。
- 仕上がりの美しさを追求しております。ビフォーアフター写真をご覧ください。
- 少ない回数で確実な効果をお約束します。